

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日のときは、
翌日とする)

目 次

◇ 告 示

- 字の区域の変更(地方課)
- 土地改良事業の認可(六件)(農村整備課)
- 土地改良事業計画の変更の認可(〃)
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)(〃)
- 土地改良法による換地処分(〃)
- 林業種苗法による生産事業者の登録の失効(造林課)
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定(水産課)
- 県道の区域の変更(道路課)
- 一般国道の供用の開始(〃)
- 県道の供用の開始(〃)
- 都市計画の変更(三件)(都市計画課)
- 開発行為に関する工事の完了(〃)
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(〃)
- 廃川敷地の生成(河川課)
- 鳥取港臨港地区内の分区の指定(港湾課)
- 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 公安告示

告 示

鳥取県告示第九十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による上山手地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十二年五月一日現在の地番による。)
大字郷原字市場 尻	大字郷原字市場尻のうち一〇八の三、一〇九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字郷原字前田 下分	大字郷原字市場尻一〇八の三、一〇九の一及びこれらと一体をなす国有地 大字郷原字前田下分一〇から一一四まで、一一四内第一、一一五、一一六の一部、一一八の一から一一八の三までの一部、一一九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字郷原字前田一二〇の一、一二一の一の一部、一二二の四、一二二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字郷原字前田	<p>大字山手字上國清一三九の三、一四〇の二、一四〇の四、一四四の一、一四四の二、一四五の一、一四六の一、一四六の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字山手字下國清一四七の一、一五五の一、一五六の一の一部、一五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字山手字下若宮一五七の二の一部、一五七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字郷原字前田下分	<p>大字郷原字前田下分一六の一部、一七七の一部、一七八の二から一八八の三までの一部、一九九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字郷原字前田のうち二〇の一、二一一の一の一部、二二一の四、二二二の一部、二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二三の三、二二三の四と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字山手字下若宮一六一の一部、一六二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字郷原字坂ノ下	<p>大字郷原字坂ノ下のうち二〇四の二、二〇四の四、二〇五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字郷原字木戸口	<p>大字郷原字木戸口のうち二〇八の三、二〇九の一、二一〇の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字郷原字木戸口上分	<p>大字郷原字木戸口上分のうち二二七の一、二二八の一、二二九の一、二二九の二、二三〇の一、二三〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字郷原字大人	<p>大字郷原字木戸口上分二三〇の一の一部、二三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字郷原字大人のうち二三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字郷原字楮谷二三五、二三六、二三七の一部、二三七の</p>
大字郷原字楮谷	<p>一の一部、三三一の八の一部、三三一の九、三三二の四及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字郷原字中野谷二五〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字山手字チクノ谷口二四一の一の一部、二四二の一部、二四三の一部、二四四、二四五及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字山手字チクノ谷上分六三一の一七八</p>
大字郷原字中野谷	<p>大字郷原字楮谷のうち二三五から二三七まで、二三七の一、二四六の一部、二四七の一部、二四八、三三一の五、三三一の八、三三一の九、三三二の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字郷原字ウナギ田	<p>大字郷原字中野谷のうち二四九、二四九の一、二四九の四、二五〇の一、二五一の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二四九の二と一体をなす国有地以外の区域</p>
大字郷原字大人	<p>大字郷原字大人二三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字郷原字楮谷二三七の一部、二三七の一の一部、二四六の一部、二四七の一部、二四八、三三一の五、三三一の八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字郷原字中野谷二四九、二四九の一、二四九の四、二五〇の一の一部、二五一の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二四九の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字郷原字ウナギ田の全域</p> <p>大字郷原字下林二七七の二、二七八の二、二七九の二、三二四の三から三二四の六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三二四の二と一体をなす国有地</p> <p>大字郷原字大田二八三、二八四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字郷原字上林三二三の九の一部</p>

<p>大字郷原字下林</p> <p>大字郷原字下林のうち二七七の二、二七八の二、二七九の二、三二四の三から三二四の六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三二四の二と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字郷原字大田</p> <p>大字郷原字大田のうち二八三、二八四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字郷原字上林二八五、二八六の二、三二三の七、三三三の八、三二三の九の一部、三三三の一〇及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字郷原字上林</p> <p>大字郷原字上林のうち二八五、二八六の二、三二三の七から三二三の一〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字山手字上国清</p> <p>大字山手字上国清のうち一三九の三、一四〇の二、一四〇の四、一四四の一、一四四の二、一四五の一、一四六の一、一四六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字山手字下国清</p> <p>大字山手字下国清のうち一四七の一、一五五の一、一五五の二、一五六の一、一五六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字山手字土居ノ前</p> <p>大字山手字下国清一五五の二、一五六の一の一部、一五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字山手字下若宮一五七の二の一部</p> <p>大字山手字下土居三九八</p> <p>大字山手字土居ノ前の全域</p>	<p>大字山手字下若宮</p> <p>大字山手字下若宮のうち一五七の二の一部、一五七の三の一部、一六一の一部、一六二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字郷原字前田下分一六の一部、一一七の一部、一一八、一一八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字郷原字前田一二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字山手字下土居</p> <p>大字山手字下土居のうち三九八以外の区域</p>	<p>大字山手字上若宮</p> <p>大字山手字上若宮のうち二三七の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字郷原字前田一二三の三、一二三の四と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字郷原字坂ノ下二〇四の二、二〇四の四、二〇五の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字郷原字木戸口二〇八の三、二〇九の一の一部、二二〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字山手字チクノ谷口</p> <p>大字山手字チクノ谷口のうち二四一の一の一部、二四二の一部、二四三の一部、二四四、二四五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字山手字上若宮二三七の六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字山手字チクノ谷奥</p> <p>大字山手字チクノ谷奥二五三、二五四の一部、二五六、二五七の一部、二五七の一の一部、二五七の二の一部、六三二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字郷原字木戸口二〇九の一の一部、二一〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字郷原字木戸口上分二二七の一、二二八の一、二二九の一、二二九の二、二三〇の一の一部、二三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字山手字チクノ谷奥</p> <p>大字山手字チクノ谷奥のうち二五三、二五四の一部、二五六、二五七の一部、二五七の一の一部、二五七の二の一部、</p>	

大字山手字チクノ谷上分	六三二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字山手字チクノ谷上分六三一の一七七
大字山手字チクノ谷上分のうち六三一の一七七、六三一の一七八以外の区域	

鳥取県告示第二百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（福井）地区農業用排水）を昭和六十三年二月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）布勢地区農業用排水）を昭和六十三年二月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、米子市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）尾高地区農業用排水）を昭和六十三年二月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）下味野地区農道整備）を昭和六十三年二月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）倭文地区農道整備）を昭和六十三年二月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）円通寺地区農道整備）を昭和六十三年二月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項に

において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業佐陀地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十三年二月十六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七号

溝口町が行う土地改良事業に係る福永地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所
溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百八号

日南町が行う土地改良事業に係る宝谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年二月二十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日南町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事業に係る上山手地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
百四	大藤 光美	八頭郡智頭町大字福原七〇	穂の採取並びに幼苗及び育苗の育成	大藤光美苗畑	八頭郡智頭町大字福原
百十二	青木 勲	大字尾見四六	"	青木 勲苗畑	大字尾見
百三十六	武田 時雄	大字芦津一〇	"	武田時雄苗畑	大字芦津
二百四十	寺谷 映子	大字野原七六	"	寺谷政夫苗畑	"
二百五十	藤原 博市	大字智頭五四	幼苗及び育苗の育成	藤原博市苗畑	大字智頭

鳥取県告示第二百十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第八八条の二第四項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第八八条の二第二項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第四項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
青谷加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業

鳥取県告示第二百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和六十三年二月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	変更前	変更後		
溝口伯太線	西伯郡会見町山字トウトウ一〇八四一地先から同町浅井字西光寺二六五一地先まで	西伯郡会見町朝金字足切二八八二九三地先まで	一〇・七〇 三三・〇〇	三三九・〇
	西伯郡会見町朝金字足切二八八二九三地先まで	西伯郡会見町山字トウトウ一〇八四一地先から同町浅井字西光寺二六五一地先まで	五・〇〇 四〇・〇〇	一、〇八八・〇

鳥取県告示第二百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。その関係図面は、昭和六十三年二月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
四三二号	米子市皆生字北砂池一六一五―一地从先から同町字上沖林八三九―一地从先まで	昭和六十三年二月二十六日

鳥取県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。その関係図面は、昭和六十三年二月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
溝口伯太線	西伯郡会見町朝金字足切二八八―一地从先から同町市山字トウトウ一〇八四―一地从先まで	昭和六十三年二月二十三日

鳥取県告示第二百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 鳥取都市計画市街化区域及び市街化調整区域
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
 - 市街化区域
 - 追加する部分
 - 鳥取市港町の地先県有地
 - 市街化調整区域
 - 削除する部分

鳥取市港町の地先県有地

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第二百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画用途地域

二 都市計画の変更に係る土地の区域

近隣商業地域

変更する部分

鳥取市江崎町

削除する部分

鳥取市尚徳町、上魚町及び掛出町

商業地域

追加する部分

鳥取市尚徳町及び上魚町

変更する部分

鳥取市掛出町及び江崎町

工業専用地域

追加する部分

鳥取市港町の地先県有地

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第二百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画臨港地区鳥取港臨港地区

二 都市計画の変更に係る土地の区域

追加する部分

鳥取市港町の地先県有地

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第二百十八号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年八月二十八日 鳥取県指令受都計三一二第八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市岩倉字上樋掛及び字下樋掛

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町六五九

日興土地観光有限公司

代表取締役 墨土健英

鳥取県告示第二百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業三・四・二十号 車尾目久美町線

三 事業施行期間

昭和五十三年十二月二十二日から昭和六十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 変更なし

鳥取県告示第二百二十号

河川区域の変更により、次のとおり廢川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県郡家土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名

千代川水系に係る一級河川私都川

二 廢川敷地が生じた年月日

昭和六十三年二月二十三日

三 廢川敷地の位置

郡家町大字市場字矢ノ谷四二八地先

四 廢川敷地の種類及び数量

土地 三八七・〇八平方メートル

鳥取県告示第二百二十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条の規定により、鳥取臨港地区内の分区を次のとおり指定する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

保安港区

次の⑬の地点から⑯の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑯の地点と⑬の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

⑬の地点 鳥取市賀露町字中の瀬地先鳥取港灯台（北緯三五度三二分

二三・〇九秒東経一三四度一分一一・七二秒）から一〇六

度四四分〇八秒七四〇・一九メートルの地点

⑭の地点 ⑮の地点から三四五度二八分一三秒一八七・〇〇メートル

の地点

⑮の地点 ⑭の地点から二五五度二八分〇・五一メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から三四五度二八分一六秒三・〇〇メートルの地

点

⑰の地点 ⑯の地点から七五度二七分四八秒一五〇・〇〇メートルの

地点

⑱の地点 ⑰の地点から一五八度二四分一四秒二一六・〇二メートル

の地点

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年二月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

遊技機の種類												型 式	製 造 業 者 名			
アレンジボール遊技機	ばちんこ遊技機											スーパードキング	太陽電子株式会社			
		ロボスキーII	ニューオリオン	ビッグウェーブII	ロックンローラー	ダイスマンA	コスモクルーザーA	スーパードジープIII	スーパードメディーP IIA	ムーンキャッスル	JUMP	テクトロン	権太	SUNCUP II	KING OF SEVEN	奥村遊機株式会社
		平和工業株式会社	株式会社まさむら遊機	株式会社三共	株式会社ソフィア											

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む。】